

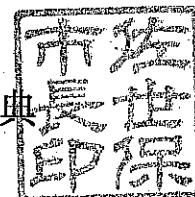
令和5年度  
農地等利用最適化推進施策の改善に  
関する意見に対する回答書

佐世保市農業委員会  
会長 赤木 行秀 様

令和5年10月27日

佐世保市長

宮島 大典



## 【 意 見 】

### 1 生産資材等価格の高騰対策について

コロナ禍に加え昨年来の世界情勢の影響により、世界的なエネルギー価格の上昇と円安および需要増に対する原材料の供給不足等により物価の高騰が起き、営農状況が逼迫する事態となりました。しかしながら、国や市における緊急の物価高騰対策の実施により危機的状況を緩和できました。適時迅速な施策につきまして大変感謝申し上げる次第です。

しかしながら、飼料、肥料等の価格上昇により農業生産資材価格指数が大幅に上昇したものの、農産物価格指数は小幅な伸びに留まっており、物価高騰による経費増を価格に転嫁できない状況が続いております。また、飼料、肥料にとどまらず、農薬、資材等も値上がりしており、この状況がまだ続くものと考えられます。

市の財政状況が厳しいことは十分に承知しておりますが、引き続き高騰対策、支援策とその拡充を講じていただくようにお願いいたします。

## 【 回 答 】

昨年度来、原油価格高騰及び物価高騰に対して、国・県を含めて様々な支援が講じられております。本市でも農業生産資材価格高騰対策として、肥料、粗飼料及び代用乳への支援、施設園芸や茶の加工に必要な燃油への支援を実施し、生産者の皆様には一定の支援ができたものと考えております。

今年度も燃油をはじめとする生産資材価格の高止まり状態が続いています。

また、飼料代の経費が高い割合を占める畜産経営体が特に厳しい状況と認識しておりますことから、昨年度に引き続き、粗飼料と代用乳、及び施設園芸や茶の加工に必要な燃油への支援を実施することといたしました。

対象となる生産者の皆様には遅滞なく支援が行えるように取り組んでまいります。

## 【 意 見 】

### 2 農業所得増加対策について

農業生産資材価格の高騰や農産物価格の低迷等により、農家は耕作意欲が湧かないのが現状です。米などは作れば赤字で、耕作を断念する農家が多く、耕作放棄地が増える要因の一つとなっています。地域が発展していくためには、産業として農業が成り立ち、農業で所得を上げられることが不可欠で、農業を生業とする人を増やす必要があります。

本市では市南部を中心とした西海みかんのブランド化が、好例として挙げられます。

儲かる農業が栄えて、地域の中心となる担い手が育ち、さらに後継者が引き継ぐことで永続的な発展が望めるものと考えます。

このような観点から、次の提言をいたします。

#### ① 二毛作、推奨作目の推進

長崎県内でも県央では米と麦の二毛作が行われていますが、県北では一部野菜など作付けがあるものの、ほとんどが米だけの一毛作です。近年の世界情勢の不安定化により、小麦の価格が高騰しましたが、我が国は約9割を輸入に頼っている状況です。

食糧安全保障の観点からも、基盤整備圃場など条件の良い農地での裏作を奨励し、農業所得が上がる施策をお願いいたします。ただし、県北では小麦の耕作に適さない農地が多いため、適さない農地については、小麦に代わる裏作に適した作目の推奨をお願いいたします。

## 【 回 答 】

二毛作の推進について、従来からある経営所得安定対策における産地交付金を活用して、生産者の皆様へ裏作の奨励を案内しているところです。

小麦については年々作付面積が増加しておりますので、引き続き支援を継続しながら作付面積の増加を図ってまいります。

本市の産地交付金による現在の助成対象はブロッコリーなどの一部野菜と飼料作物や小麦、大豆が主ですが、その他の推奨品目についてはJA等関係機関と協議しながら選定を行ってまいります。

## 【 意 見 】

### ② 中山間地域に合った農業への支援

中山間地域の農地は、広い面積が必要な土地利用型の農業には向かない面があります。小面積・段々状で利水の問題あることから、中間管理機構で農地の貸し借りを促進しようにも、平地で面積が広く、条件の良い農地の様に集積・集約が進まないのが現実です。本市は中山間地域を多く抱えることから、多面的機能支払や中山間地域等直接支払制度等を活用して地域の共同活動や営農活動を支援すると併に、小規模の土地改良や、狭い土地でも高収益を上げることが可能な作目、例えば、花き、花苗栽培といった集約的農業を振興するなど、これらの地域で農業が産業として成り立つ活性化策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 【 回 答 】

本市の中山間地域においては、令和4年度末現在、多面的機能支払制度で53組織、1,284ha、中山間地域等直接支払制度で92集落、1,168haでの取組が行われております。

農業生産を継続するために両制度は大変に有効であると認識しておりますので、今後も適切な農地管理と地域の共同活動に対する支援を継続してまいります。

また、これらの地域で農業が産業として成り立つ活性化策についてですが、収益性が高い花きとして菊やアスチルベが主に生産されており、施設栽培を中心に取り組まれております。今後、そのほかの作物につきましても研究を進めていきたいと考えております。

## 【 意 見 】

### ③ 農業用機械の更新、スマート農業支援

かつて、多くの人の手を用いる労働集約型であった農業生産の現場も、現代では農業用機械を利用することにより生産性を高めていることは周知の事実です。

しかし、農業用機械も老朽化し、適切に更新していくなければ、農業を継続していくことはできません。是非とも、農業用機械の更新支援策、補助事業の導入のご検討をお願いいたします。

また、スマート農業の推進についても、費用が高額なことから導入が進んでいない面があります。各生産部会の意見を聞き取りながら、導入に対する補助をお願いいたします。

## 【 回 答 】

農業用機械の老朽化及び更新の必要性は、本市でも認識しておりますが、限りある予算の中で生産基盤整備への補助対象は絞らざるを得ない状況にあります。そのような中、本市では収益性の向上と、持続可能な農業を達成できるよう、令和4年度から農畜産業スマート化・高品質化支援事業を開始したところです。

今後の制度見直しにつきましては、各生産部会の意見を聞きながら、生産者の所得向上に寄与する事業となるよう、検討していきたいと考えております。

## 【 意 見 】

### 3 認定農業者農地集積助成金について

これまで、認定農業者が、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で農地を貸し借りした場合には、認定農業者農地集積助成金が交付されてきました。この助成金はこれまで、認定農業者が農地を借りるインセンティブとなり、担い手である認定農業者に農地を集積する役割を果たしてきました。

しかし、農業経営基盤強化促進法が改正され、同法に基づく利用権設定等が令和7年3月までで新規設定・更新が終了し、以降は農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「中間管理事業法」といいます。）に基づく貸し借り等を利用するようになりました。中間管理事業法においても機構集積協力金の制度がありますが、これは地域や貸し手に支払われるもので、担い手の中核となる認定農業者が農地を借りるインセンティブの働きは望めません。

つきましては、認定農業者の農地確保の支援策、および農地の集積促進のために、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定・更新等が終了した後は、中間管理事業法に基づく貸し借り等においても、認定農業者に対して助成金が交付されるように制度の導入をお願いいたします。

## 【 回 答 】

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の新規設定・更新が終了し、令和7年4月以降、農地の貸し借りは中間管理事業法に基づくことになります。

それに伴い、現在農業委員会で事業が行われております認定農業者農地集積助成金の制度が終了するよう聞いております。

今後、中間管理事業法による貸借において、認定農業者に対する農地集積に関する助成金の交付が可能かについては、農業委員会事務局との調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

## 【 意 見 】

### 4 農地にかかる工事について

#### ① 農地災害復旧工事における受益者負担金の廃止

農地災害復旧工事において受益者負担金（事業精算額に対し 5 %。負担金は国からの補助率が 90 % を超える場合は補助残の 1 / 2 ）を徴するようになっております。市町村合併に伴い旧町に合わせるかたちで導入されましたが、旧佐世保市においては、受益者負担金はありませんでした。

市当局におかれても、受益者負担金徴収のための事務負担が増しているものと思われます。米価の引き下げや、燃油や肥料等諸物価の高騰に伴い農家は大変厳しい状況になっており、食料安全保障の観点からも、農地災害復旧工事の受益者負担金を廃止し、農地を守る施策展開して頂きたいです。

## 【 回 答 】

農地災害復旧事業分担金につきましては、受益者負担の原則に基づき制度化したものです。

低迷する米価や生産資材等の高騰などで、農地の管理等へのご負担がますます大きくなっていると承知しておりますが、本市の負担率は県下でも低率の設定となっています。

利益を受ける方に受益の範囲内で手数料などを負担していただくことを基本としておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

## 【 意 見 】

### ② 工事実施要望書

工事を農林水産部に要望する場合、事業計画で概算参考見積書の添付が求められております。知己の業者に依頼して測量設計の見積書を作成するよう求められますが、農家としては知識がないため困難です。

農家が概算参考見積書を添付せずとも工事要望が可能な制度にして頂きますようお願いいたします。

また、農家負担軽減のため市補助金（7割）の見直しについても併せてお願いいたします。

## 【 回 答 】

農道や水路、ため池の新設改良などの工事を要望する場合には、工事実施要望書に概算見積書を添付していただいています。

農家が概算見積書の作成を困難とする場合には、地元の建設等業者を数社ご紹介しますので、その中から1社を選んでいただきて、要望書一式の提出前には市、地元、業者で現場立ち合いを行い、見積書を作成していただけるように、力添えさせていただいております。

なお、事業費に占める補助率については現行の7割による施工とさせていただきますことを、市の財政事情等からご理解くださいますようお願いします。

## 【 意 見 】

### ③ 農地乗り入れ口のコンクリート舗装への原材料支給

農道を補修する際に用いる碎石や生コンクリート等につきまして、市から原材料支給していただけます。大変助かっております。感謝申し上げます。

しかし、農道から農地への乗り入れ口をコンクリート舗装する場合は対象外とされているため、支給の対象としていただきますようお願いいたします。

農地への乗り入れ口は、傾斜が急なため滑り易く、田植え機や耕運機など乗用型の農業用機械で乗り入れる際に転覆事故が発生し易い場所です。安全性を確保するためには、コンクリート等で舗装をして、地盤を安定化させるのが効果的です。特に農業者が高齢化している現在、運転能力が衰えてきた高齢者にとって、リスク回避のためには必要不可欠なことになっております。

更に近年、農家の高齢化等により耕作されず遊休農地化する農地が増えていますが、耕作可能な人に農地を貸したり、作業委託をするにしても農作業をし難い農地は敬遠されてしまいます。せっかく、圃場整備事業により整備した農地でも、乗り入れがし難いため遊休農地となってしまう元も子もいません。農地利用の最適化のためにも、農地への乗り入れ口のコンクリート舗装についても支給の対象に含めていただきますようお願いいたします。

## 【 回 答 】

市が原材料を支給している碎石、生コンクリート等については、公共性に鑑みて支給要件を受益戸数2戸以上としており、個人農地への乗り入れ口に支給はできないとしております。

なお、乗り入れ口のコンクリート等については、多面的機能直接支払制度により事業実施の可能性がありますので、当該事業の活用をご検討くださいますようお願いいたします。

## 【 意 見 】

### 5 國土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、現在、市街地を中心に実施されていますが、周辺の農村地域ではまだ実施されていないため、農業委員会において、農地法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、正確な位置・境界の確認が難しい状況にあります。

特に今年度からタブレット端末を利用して利用状況調査等を実施することとされ、正確な位置・境界情報を取得できないことが調査の妨げとなっております。

また、法改正により、農地利用に関して市が立案することとされた地域計画の中で、農業委員会が目標地図の素案を作成することになりました。この目標地図もタブレット端末等で表示される仕組みになっており、土地の境界や位置情報等についても、地籍調査の結果を反映した正確な情報であることが望まれています。

この様に、DX化の進展に伴って、年々地籍調査の重要性が増していると言わざるを得ません。この事は、農業以外の分野においても同様かとは思われますが、農地の利用集積を進めて農業を振興していくためにも、農村地域の地籍調査を積極的に推進していただきますようお願いいたします。

## 【 回 答 】

地籍調査につきましては、國土調査促進特別措置法の規定に基づき、国において令和2年度から10カ年に実施すべき第7次國土調査事業10カ年計画が定められております。

本市におきましても、同計画において示された緊急性の高い地域を重点的に支援し、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全等に繋がる施策効果の高い地域を優先地域とすることにするという方針に基づき、市街地を中心地籍調査の実施をいたしております。

一方、農地利用が多い都市周辺部におきましては、令和3年度から南風崎町の一部で調査に着手しており、まずは宮地区において今後も計画的に実施することといたしております。